

市民参加実施予定シート

予 定
平成29年4月1日時点

担当課(都市計画課)

1 市民参加の手続 実施予定について

通称	流山市都市計画の基本方針について	市が考える 市民等への影 響	<メリット> ・まちの将来像や整備方針を定め、市民の参加により魅力ある都市像を進めていくもの。
名称	流山市都市計画マスタープラン		<デメリット> ・特になし
概要	都市計画マスタープランは、策定後10年以上経過しており、つくばエクスプレスの開通や土地区画整理事業の進捗、新川耕地周辺地区の利用形態などの実情に合わせて部分的に見直しを行います。		

(1)市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)		市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)	
<input checked="" type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(1)軽易なもの
<input type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	<input type="checkbox"/>	(2)緊急に行わなければならないもの
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	<input type="checkbox"/>	(3)法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合		

(2)市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数実施	<input checked="" type="checkbox"/> 審議会等	平成28年12月頃	審議委員(専門家、公募の市民等)	都市計画審議会	・市民協議会により、素案の段階から市民の意見を取り入れ、パブリックコメントにより、幅広い市民からの意見聴取が可能と考える。最終的には、都市計画審議会に諮り、専門的な見解に基づいた審議をしていただくことで、適切な内容の見直しを行うことができると考える。
	<input checked="" type="checkbox"/> パブリックコメント手続	平成28年9月1日から9月30日	全市民等	特になし	
	<input type="checkbox"/> 意見交換会				
	<input type="checkbox"/> 公聴会				
	<input type="checkbox"/> 政策提案制度				
<input checked="" type="checkbox"/> その他	平成28年4月～平成28年11月中で3回程度、平成28年9月11日	審議委員(専門家、公募の市民等)、全市民等	市民協議会、市民説明会		

(3)市民参加のスケジュール(予定)

平成27年度		平成28年度											平成29年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	市民委員公募(協議会設立)							市民説明会 パブリックコメント	市民協議会(1回)						

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民説明会					